

令和7年度 長野市不妊治療を希望する方の応援事業

市独自助成

「長野市不妊治療を希望する方の応援事業」は、医療保険が適用された不妊治療のうち、生殖補助医療（体外受精、顕微授精）及び男性不妊治療を受けられたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、自己負担額の一部を助成する長野市独自の制度です。

対象となる治療	保険適用の治療のうち、以下に該当する治療 ① 生殖補助医療（体外受精又は顕微授精） 採卵準備のための投薬開始から移植後の妊娠の有無を確認するまでの治療です。以下の治療ステージを「1回の治療」とします。 ② 男性不妊治療 生殖補助医療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するために行った手術です。（医師の判断により治療を中止した場合も含む） ※生殖補助医療の申請と併せて申請してください。																								
助成対象者 ①から⑤の条件をすべて満たす方	① 申請日現在、夫婦のいずれかが長野市に住民登録をしている方 ※事実婚も対象 ② 申請日現在、市税に滞納がない方 ③ 年度内に他の地方公共団体から不妊治療に対する同様の助成を受けてない方 ④ 治療の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦 ⑤ 医療保険制度に加入している方																								
助成内容	① 治療内容及び助成上限額 1回の治療につき、 <u>医療保険から給付を受けることができる高額療養費・付加給付を除いた自己負担額の3分の1を、15万円を上限に助成します。</u> ※裏面の「申請に必要な書類⑦、⑧」をご覧ください。 <table border="1"><thead><tr><th>治療ステージ</th><th>治療内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>A</td><td>新鮮胚移植を実施</td></tr><tr><td>B</td><td>凍結胚移植を実施</td></tr><tr><td>C</td><td>以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施</td></tr><tr><td>D</td><td>体調不良等により移植のめどが立たず治療終了</td></tr><tr><td>E</td><td>受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止</td></tr><tr><td>F</td><td>採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止</td></tr><tr><td></td><td>男性不妊治療（精子採取術）</td></tr></tbody></table> ② 助成回数 下表の胚移植の回数の上限を超えない範囲になります。 <table border="1"><thead><tr><th>1子につき初めて（もしくはリセット後初めて）助成を受ける際の妻の治療開始時の年齢</th><th>40歳未満</th><th>胚移植が6回に至るまでの治療</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">40歳以上 43歳未満</td><td>40歳以上 43歳未満</td><td>胚移植が3回に至るまでの治療</td></tr><tr><td>43歳以上</td><td>助成対象外</td></tr></tbody></table> 【助成回数のリセット】 助成を受けた後に出産した場合又は妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまで受けた助成回数をリセットすることができます。なお、既に助成回数の上限に達した夫婦について、その後助成制度を利用せず（自然妊娠や自費による不妊治療）に出産した場合も助成回数をリセットすることができます。 ※助成回数をリセットすることで、残りの助成回数が減ってしまう場合もありますので、必ずしも申請する必要はありません。	治療ステージ	治療内容	A	新鮮胚移植を実施	B	凍結胚移植を実施	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	E	受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止	F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止		男性不妊治療（精子採取術）	1子につき初めて（もしくはリセット後初めて）助成を受ける際の妻の治療開始時の年齢	40歳未満	胚移植が6回に至るまでの治療	40歳以上 43歳未満	40歳以上 43歳未満	胚移植が3回に至るまでの治療	43歳以上	助成対象外
治療ステージ	治療内容																								
A	新鮮胚移植を実施																								
B	凍結胚移植を実施																								
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施																								
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了																								
E	受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止																								
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止																								
	男性不妊治療（精子採取術）																								
1子につき初めて（もしくはリセット後初めて）助成を受ける際の妻の治療開始時の年齢	40歳未満	胚移植が6回に至るまでの治療																							
40歳以上 43歳未満	40歳以上 43歳未満	胚移植が3回に至るまでの治療																							
	43歳以上	助成対象外																							

<p>申請に 必要な書類</p>	<p>① 長野市不妊治療を希望する方の応援事業助成金交付申請書（様式第1号） ※申請額の欄は記入しないでください。</p> <p>② 長野市不妊治療を希望する方の応援事業受診等証明書（様式第2号） ※証明書の発行に文書料がかかります。</p> <p>③ 長野市生殖補助医療にかかる医薬品内訳証明書（院外薬局記載用）（様式第3号） ※証明書の発行に文書料がかかる場合があります。</p> <p>④ 生殖補助医療の治療費の領収書及び診療明細書、医薬品の領収書 ※領収書は「原本」を提出ください（コピー後に返却します）。 ※申請される治療期間の領収書等が全て揃っているか、申請前にお確かめください。</p> <p>⑤ 住民票（連名で続柄・本籍・筆頭者の記載があるもの。個人番号は記載不要） ※申請日の直近での取得をお願いします。なお、<u>2回目以降の申請で、以前の申請時に提出した住民票が発行の日から3か月を超えていない場合は添付の省略が可能です。</u> ※夫婦のどちらか一方が他市に住民票がある場合など、夫婦で住所が異なる際はそれぞれの住民票が必要です。</p> <p>⑥ 戸籍謄本（全部事項証明） ※初回の申請時のみご提出ください。 （助成回数リセット後の初回申請時も提出が必要です。） ※申請日の直近での取得をお願いします。</p> <p>⑦ 医療保険の資格情報及び限度額適用認定証の適用区分のわかるもの 次のいずれかをご提示ください。 • 限度額適用認定証 • 資格情報の印刷（マイナポータルからダウンロードできます。） ※マイナンバーカード及びマイナポータルがインストール済みのスマートフォンを窓口へ持参いただき、保険者名及び限度額区分を画面提示いただく方法も可能です。</p> <p>⑧ 高額療養費及び付加給付の支給額が確認できる書類 ※ご加入の医療保険において、<u>高額療養費及び付加給付の支給を受けることができる場合は、応援事業の申請前に手続きを済ませ、支給額が確認できる書類（決定通知書、振込された通帳等）をお持ちください。</u></p> <p>【以下は該当者のみ】</p> <p>⑨ 死産届の写し、死産証書の写し、母子健康手帳の「出産の状態」のページの写し等 ※妊娠12週以降の死産により、助成回数のリセットを希望する場合はご提出ください。</p> <p>⑩ 事実婚関係に関する申立書 ※事実婚で申請される場合はご提出ください。</p> <p>様式は、長野市ホームページ（https://www.city.nagano.nagano.jp/）からダウンロードできますので、トップページのサイト内検索で「不妊治療応援事業」と入力してください。</p>
<p>申請期限</p>	<p><u>申請期限は、1回の治療につき「治療終了日から1年後の前日まで（1年後の前日が閉庁日の場合は直前の開庁日まで）」です。</u></p> <p><u>例）令和7年6月2日(月)に治療が終了した場合は、令和8年6月1日(月)まで</u></p> <p>※治療終了日とは受診等証明書の治療期間の終了日です。1回の治療ごとに申請期限が発生します。</p> <p>※申請期限内に、申請書だけでなく全ての必要書類の提出が必要です。<u>期限内に書類が間に合わない場合は助成金の支給ができませんので、ご注意ください。</u></p>
<p>申請窓口・郵送先 (お問い合わせ先)</p>	<p>〒380-0928 長野市若里六丁目6番1号 長野市保健所健康課 母子保健担当 電話 (026) 226-9963 (直通)</p>

長野市では、不妊に関する相談窓口として、助産師や保健師が面接相談や電話相談に応じています。詳しくは、長野市保健所健康課までお問い合わせください。